

海老澤プレミアム2NDインプット講座

合格思考インプット編

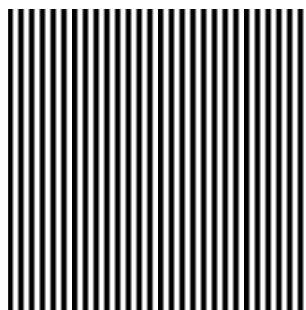
会社法・商業登記法ガイダンス

ガイダンス用レジュメ

本試験過去問誤答分析レジュメ及び本
講座専用テキストの一部を抜粋したも
のです。

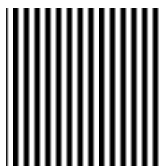
辰巳法律研究所

TOKYO・YOKOHAMA・OSAKA・KYOTO・NAGOYA・FUKUOKA



海老澤プレミアム
2ND
インプット講座

合格思考インプット編
resume



本試験過去問
誤答分析レジュメ
会社法・商業登記法



辰巳法律研究所

Tokyo/Yokohama/Nagoya/Osaka/Kyoto/Fukuoka
WEB スクール : <https://tatsumi-ws.com/>

<http://www.tatsumi.co.jp/>

このレジュメの利用方法

1. 【誤答分析】

例)

答	肢番	率※1	記述 (!は誤答) ※2					解答率に基づく各記述の評価 (数値の目立つものは太字) ※3
			ア	イ	ウ	エ	オ	
正 答	4	35.2%		×		×		【軸】 エ→【分岐】 イ・オ 【少】 ウ【誤答】 オ・ア
高率誤答	2	25.2%	!				!	
	5	20.0%				×	!	

※1 正答と誤答（誤答については20%以上に限る）の肢別解答率を掲載しています。これは、基準点に達しなかった人だけを集計した解答率なので、中上級者が苦手とする事項を把握するうえで非常に有益な資料です。

※2 正答および誤答について、それぞれの記述を選んだのか一目で分かるように表で整理しています。例えば、記述ウを選んだ人が少ないこと、記述エを選んだ人は半数以上であることがすぐに分かります。

※3 【軸】 = 中級者が正解の軸とする記述，【分岐】 = 正誤の分岐となる記述，【少】 = 誤答の少ない記述（多くの人が押さえているもの），【誤答】 = 誤答率20%以上の記述

2. 【各記述の正誤判断を誤った要因（見誤りや知識不足）】

例)

各記述の正誤判断を誤った要因（見誤りや知識不足）

記述ア・記述ウについては、民法の規定に「いつでも」という文言があるか、その要件は何かについての整理不足。
◆記述イ・記述オについては、民法の規定に「やむを得ない事由があれば」という文言があるか、その要件は何かについての整理不足。◆記述エについては、判例知識の不足。

誤答分析の表から分かることを基礎として、そこに横断的な視点や周辺知識との関係なども加味し、各記述の正誤判断を誤った要因を分析しています。これによって、解いた問題の正誤だけにとどまらない学習の指針が与えられます。詳細すぎる長文のコメントではかえって受験生の役に立たないので、簡潔な記載を心掛けました。

3. 【→同じテーマでの再度の出題に備えて（本問で出題されていないものも含め）】

例)

→同じテーマでの再度の出題に備えて（本問で出題されていないものも含め）	
参照法条	「いつでも」→民法591条（消費貸借）、597条（使用貸借）、617条（賃貸借）、…以下省略…
判例・先例	大判大9.4.24, 最判昭43.9.20, 最判昭56.1.19（以上、委任について）、大判昭7.4.30（請負について）
学習のポイント	このテーマについては、条文知識だけでも正答率が上がる。様々な契約に関する民法規定について、共通（類似）の文言を押さえる、どちらの当事者から終了させられるのかを押さえるなどがポイント。
講座テキスト該当ページ	民法II P.150, 155, 177, 181, 184

問題に出題された事項だけを押さえるのでは過去問学習にしかありません。2NDインプットの醍醐味は、中上級者の苦手部分を把握した上で周辺論点を一網打尽にするところにあります。

「学習のポイント」では、どのようなインプットを心掛けるべきかを簡潔に記載しています。これが本講座のインプット講義における指針となり、また、受講者が復習をする際の指針ともなります。

「講座テキスト該当ページ」では、押さえておくべき知識について、本講座テキストの該当ページに記載しています。どこを読めばよいかすぐに分かるので便利です。

【譲渡制限株式の譲渡】

問題 (H26-29)

譲渡制限株式の株主が会社法第 136 条の規定による請求をした場合において、会社が同条の承認をしない旨の決定をしたときに関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

なお、当該株主は、会社が同条の承認をしない旨の決定をする場合には、会社又は指定買取人が当該譲渡制限株式を買い取ることを併せて請求しているものとする。

ア 会社が当該譲渡制限株式の全部を買い取る旨の決定をし、当該株主に対し会社法所定の事項を通知しようとするときは、会社は、1 株当たり純資産額に会社が買い取る当該譲渡制限株式の数を乗じて得た額をその本店の所在地の供託所に供託しなければならない。

イ 会社が当該譲渡制限株式の全部を買い取る旨の決定をし、当該株主に対し会社法所定の事項を通知した場合でも、当該株主は、その売買代金を受領するまでは、会社の承諾を得ることなく、会社又は指定買取人が当該譲渡制限株式を買い取ることを請求を撤回することができる。

ウ 会社が当該譲渡制限株式の全部を買い取る旨の決定をし、当該株主に対し会社法所定の事項を通知したときは、当該株主は、当該通知があった日から 20 日以内に、裁判所に対し、売買価格の決定の申立てをすることができる。

エ 会社が指定買取人を指定するには、株主総会の特別決議（取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議）によらなければならない。

オ 会社は、指定買取人を指定したときは、当該株主に対し、その旨及び指定買取人が買い取る当該譲渡制限株式の数を通知しなければならない。

(参考)

会社法

第 136 条 譲渡制限株式の株主は、その有する譲渡制限株式を他人（当該譲渡制限株式を発行した株式会社を除く。）に譲り渡そうとするときは、当該株式会社に対し、当該他人が当該譲渡制限株式を取得することについて承認をするか否かの決定をすることを請求することができる。

1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

本問の解説については平成 29 年度「択一過去問本」商法・会社法 No. 052 を参照。

誤答分析

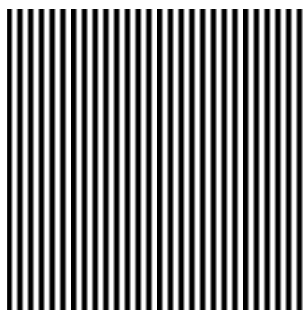
答	肢番	率	記述（!は誤答）					解答率に基づく各記述の評価 (数値の目立つものは太字)
			ア	イ	ウ	エ	オ	
正 答	4	17.5%		×			×	【軸】イ→【分歧】エ・オ
高率誤答	3	55.2%		×		!		【少】ア・ウ【誤答】エ

各記述の正誤判断を誤った要因（見誤りや知識不足）

（記述ア）（記述ウ）（記述エ）については、条文知識の不足が誤答要因。（記述イ）については、条文知識（通知後の撤回には会社の承諾が必要となる。）の不足。（記述オ）については、条文知識（指定買取人の指定があった場合、当該株主に対して通知は「会社」ではなく「指定買取人」がしなければならない。）の不足。

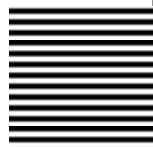
→同じテーマでの再度の出題に備えて（本問で出題されていないものも含め）

参照法条	会社法 136 条（株主からの承認の請求）、137 条（株式取得者からの承認の請求）、138 条（譲渡等承認請求の方法）、139 条（譲渡等の承認の決定等）、140 条（株式会社又は指定買取人による買取り）、141 条（株式会社による買取りの通知）、142 条（指定買取人による買取りの通知）、143 条（譲渡等承認請求の撤回）、144 条（売買価格の決定）、309 条 2 項 1 号（株主総会の特別決議）
判例・先例	なし
学習のポイント	本問は、すべての記述が条文知識からの出題であった。しかしながら、非常に細かな知識がなければ正誤を判断することは困難だったのではないかと推測される（特に記述オは、正確な条文知識がなければ一見して正しい記述と判断してしまっても無理はないと思われる。）。（記述ア）（記述ウ）に関しても、ほぼ条文の文言通りの内容だが、その条文自体をしっかり把握していなければ正誤の判断は厳しい。日々の学習の段階で、条文に触れる機会を増やすといった地道な方法も必要ではないかと考える。
講座テキスト該当ページ	※実際の講座用のものはページ番号が入っています。



海老澤プレミアム
2ND
インプット講座

合格思考インプット編
text



2NDインプットテキスト
会社法・商業登記法



※この見本冊子は中綴じ形式となっておりますが、
実際に講座で配付するテキストは無線綴じ 26 穴
形式といたします。

辰巳法律研究所

Tokyo/Yokohama/Nagoya/Osaka/Kyoto/Fukuoka
WEB スクール : <https://tatsumi-ws.com/>

<http://www.tatsumi.co.jp/>

第2節 株式譲渡自由の原則

1 意義

株式譲渡自由の原則とは、株式会社において、株主が、その株式を自由に他人に譲渡できるとする建前をいう（会社法127条）。

2 株式譲渡自由の原則の基盤

株式会社においては、株主は間接有限責任しか負わないものとした（会社法104条）ため、会社債権者の実質的な担保となるのは会社財産しかなく、そのため資本に重要な意義が認められ、出資の払戻し（退社）は、特別の場合を除き認められない。そこで、株主の出資の払戻しに代わる投下資本回収方法を確保するため、株式譲渡自由の原則が強行法的に保障されたのである（必要性）。

また、株式会社では、株主の個性が重視されないから（有限責任の結果として株主の資力が問題とならない、株主の地位に基づいて当然に業務執行権が与えられるわけではない）、誰が株主となっても不都合はなく、譲渡自由としてもかまわない（許容性）。

3 株式の自由譲渡性の例外

株式譲渡の自由が制限される場合としては、以下のようなものがある。

- ①法律による制限
 - 株券発行前の株式譲渡の制限（会社法128条2項）
 - 自己株式有償取得の制限・子会社による親会社株式の取得・保有の制限（会社法135条）
- ②定款による株式譲渡制限（会社法107条1項1号、108条1項4号）
- ③株主が株券不所持制度を利用している場合（会社法217条）
- ④株主相互間又は会社と株主との契約による譲渡制限

第3節 法律による株式譲渡の制限

1 株券発行前の株式譲渡の制限（会社法128条2項）

株券の発行前に株式が譲渡された場合、その譲渡は会社に対して効力を生じないと規定されている（会社法128条2項）。これは、当事者間では有効であるが、その譲渡は会社に対抗できないという意味である。また、かかる制限の根拠が株券発行事務の円滑化にあることから、会社側から譲渡の効力を認めることはできると解される。

株券発行会社が、株券の発行を要する合理的期間が経過したにもかかわらず株券を発行しない場合には、上記の制限の根拠から、株主は意思表示のみによって、会社に対する関係でも有効に株式を譲渡することができる（最大判昭47.11.8）。

2 子会社による親会社株式の取得の制限

(1) 意義

子会社は、原則として、親会社の株式を取得することを禁止される（会社法135条1項）。

親会社と子会社とは法人格は別個であるが、程度の差こそあれ両者の間には財産的な一体関係があり、また、支配従属の関係があるので、原則として、子会社の親会社株式の取得は禁止される。

例えば、A会社が募集株式の発行をして、その株式全部を100%子会社のB会社に引き受けさせれば、A会社はまったく会社財産を増加させずに資本のみを増加させることができ（資本の空洞化）、資本充実の原則に反する。また、親会社がその子会社に対する支配権を利用して子会社をして親会社株式を取得させることによって、株主平等原則に反し、会社支配の公正・株式取引の公正を害する等の弊害が生じ得る。

そこで、会社法は、子会社による親会社株式の取得を明文で原則として禁止している。

(2) 例外的に取得が許容される場合

① 以下のような場合には、例外的に子会社による親会社株式の取得が許容される（会社法135条2項、会社施行規23条）。

ア 事業の全部の譲り受け、吸収合併又は会社分割により親会社株式を承継する場合

イ 吸収分割・株式交換・株式移転に際して親会社株式の割当てを受ける場合

ウ 親会社株式を無償で取得する場合

エ 剰余金の配当又は残余財産の分配により親会社株式の交付を受ける場合

オ 他の法人等が行う組織の変更・合併・株式交換・株式移転・取得条項付株式の取得・全部取得条項付種類株式の取得に際して親会社株式の交付を受ける場合

カ 子会社が有する他の法人等の新株予約権等を当該法人等が取得することと引換えに親会社株式を取得する場合

キ 子会社が組織の変更・合併・会社法以外の法令に基づく吸収分割又は株式交換に相当する行為を行う際に親会社株式を交付するために取得する場合

ク 連結配当規制適用会社である親会社の他の子会社から親会社株式を取得する場合

ケ その権利の実行にあたり目的を達成するために、親会社株式を取得することが必要かつ不可欠である場合

コ 消滅会社等の株主等に対して存続株式会社等の親会社株式を交付する場合に、その存続株式会社等が、交付する親会社株式の総数を超えない範囲において親会社株式を取得するとき（会社法800条1項）

② 取得された親会社株式の地位・取得後の処理

ア 取得された親会社株式の地位は、自己株式の場合と以下のような相違がある。

a 共益権

株主総会・種類株主総会における議決権については明文をもって否定されている（会社法308条1項括弧書，325条）。

親会社と支配・従属の関係にある子会社が親会社の株主総会で議決権を行使することを認めると，その総会で親会社自身の意思で議決権を行使する結果を認めることになり，議決権行使の公正さが害されるからである。

それ以外の共益権については明文がないが，子会社と親会社とは法人格が異なっており，親会社以外の子会社の株主及び会社債権者の利益を考慮する必要があるから，総会招集権，株主提案権など議決権が前提となっている権利は別として，株主総会・取締役会議事録の閲覧請求権等については認められるものと解されている。

b 自益権

子会社に固有の株主・会社債権者の利益を確保する必要があるから，剰余金配当請求権・残余財産分配請求権等の自益権は認められる。

イ 子会社が例外的に親会社株式を取得できる場合でも，子会社は相当な時期にその親会社株式を処分しなければならない（会社法135条3項）。

(3) 違反した取得の効果

本条に違反して親会社株式を取得した場合には，子会社の役員等に過料の制裁が科される（会社法976条10号）。

3 親会社による子会社株式譲渡についての制限

親会社が，その子会社の株式又は持分の全部又は一部を譲渡することにより子会社の事業に対する支配を失うことは，事業譲渡と実質的に異ならないと解される。そこで，①譲渡により譲り渡す株式又は持分の帳簿価額が親会社の総資産額として法務省令で定める方法により算定される額の5分の1（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては，その割合）を超える場合で，②親会社が，効力発生日において当該子会社の議決権の総数の過半数の議決権を有しない場合には，当該譲渡行為がその効力を生ずる日の前日までに，株主総会の決議によって，当該行為に係る契約の承認を受けなければならない（会社法467条1項2号の2）。

第4節 定款による株式譲渡の制限（会社法107条1項1号，108条1項4号）

1 意義

会社は，その発行する全部又は一部の株式の内容として譲渡によるその株式の取得について会社の承認を要する旨の定めを設けることができる（会社法107条1項1号，108条1項4号）。このような株式を譲渡制限株式という（会社法2条17号）。

このような譲渡制限株式が設けられている趣旨は，株式会社でも，特に小規模な公開会社でない株式会社では株主の個性が会社経営に影響を及ぼすので，会社経営上好ましくない者の参加を防止し，もって会社経営の安定を図ることにある。

会社法においては，一部の種類の株式についてその譲渡につき会社の承認を

【会社法】

平18-30

平20-31

【商登法】

平19-30

要する旨を定款で定めることができる（会社法108条1項4号）。これは、普通株式については上場し自由譲渡を認めるが、優先株式については譲渡制限したいという実務的要請に応えたものである。

2 制限の方法

(1) 定款における規定が必要である（会社法107条2項1号、108条2項4号）。

① 会社設立の際の原始定款により定めることができる。

② 定款変更によって定めることもできる。

ア 株主は、譲渡制限により株式譲渡の困難・株価の下落という不利益を被る可能性があるため、通常の定款変更の場合よりも厳重な要件が定められている。

a 種類株式発行会社以外の会社の場合

全部の株式について、株式の譲渡による取得につき会社の承認を要する旨の定めを設ける定款変更には、その株主総会において議決権を行使することができる株主の半数以上（これを上回る割合を定款で定めた場合には、その割合以上）であって、当該株主の議決権の3分の2（これを上回る割合を定款で定めた場合には、その割合）以上に当たる多数による特殊決議を要する（会社法309条3項1号）。

b 種類株式発行会社の場合

株主総会の特別決議（会社法466条、309条2項11号）の他、譲渡制限が付される当該種類の種類株主による種類株主総会、及び取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得対価が当該譲渡制限が付される種類株式のときは、それらの種類の種類株主による種類株主総会の特殊決議を要する（会社法111条2項、324条3項1号）。

イ また、反対株主の経済的利益の保護のために、株式買取請求権が認められる（会社法116条1項1号、2号）。

(2) 公示手段

株主となろうとする者が不測の損害を被らないように、株式の内容の登記をし（会社法911条3項7号）、かつ株券にも譲渡が制限されている旨を記載しなければならない（会社法216条3号）。

(3) 制限形態

① 制限の範囲

ア 会社法の規定よりも投下資本の回収を困難にすること、すなわち制限の強化は認められない（ex. 全面的な譲渡禁止は許されない）。

イ 会社法の規定よりも投下資本の回収を容易にすること、すなわち制限の軽減は認められる。また、定款の定めによって、一定の場合においては会社が譲渡を承認したものとみなす旨を定めることもできる（会社法107条2項1号ロ、108条2項4号）。これにより、株主間での譲渡につき承認を要しない旨、特定の属性を有する者に対する譲渡については承認を要しないものとする旨を定款に定めることができる。しかし、その場合でも、株主平等原則に反する場合には許されない（ex. 株式の譲渡一般に譲渡承認機関の承認を必要とするのではなく、譲受人を株主や

会社の従業員以外の者若しくは外国人とする場合などに限って承認を要する旨を定款で定めることは、制限の軽減に当たり許される。しかし、外国人株主が株式を譲渡する場合に限り譲渡承認機関の承認を要するとするなど売主に着目した制限は、制限を軽減するものではあるが、株主平等原則に反し許されない。

② 譲渡承認機関

原則として、取締役会設置会社では、取締役会が承認機関であり、それ以外の会社では株主総会が承認機関であるが、定款で別段の定めをすることも認められている（会社法139条1項）。従って、代表取締役を承認機関とすることもできるし、取締役会設置会社であっても株主総会を承認機関とすることもできる。これは、譲渡制限制度は、会社にとって好ましくない者の参入を排除するために、会社が譲渡承認の可否を判断することができる点とする点に核心があり、譲渡の承認機関をどこにするかは二次的な事項にすぎないこと、また、承認機関がどこであれ、承認を拒否された者が会社等に株式の買取りを請求することができるのであれば、株主や取得者に不利益は生じないことから、定款で承認機関を定めることができるとしたのである。

(4) 適用範囲

① 相続等の一般承継については、譲渡制限の対象にならない。

② 単元未満株式

単元未満株主は議決権等を有しないから、会社にとって好ましくない者が株主となることを防止するという趣旨が及ばないのではないかと問題となる。

しかし、単元未満株式の譲渡により、会社にとって好ましくない者が1単元の株主となることもあるので、譲渡制限の適用がある。

③ 質入れ

定款による譲渡制限は、株式譲渡の制限であって、株式の質入れを制限するものではない。

ただし、質権が実行された場合に適用があり、質権が実行された場合に競売により株式を取得した者は、取得について会社の承認を得なければ、名義書換を請求できない（会社法134条2号参照）。

3 投下資本回収可能性の確保

定款による譲渡制限がなされている場合においても、株主の投下資本の回収可能性を保障するために、会社法は詳細な規定を置いている。

(1) 譲渡制限がある場合の承認手続

株式を譲渡しようとする株主は、株式会社に対し、①譲渡による取得を承認するか否かの決定をすること、及び②株式会社が承認しない旨の決定をするときは、当該株式会社が対象株式を買い取るか、指定買取人を指定することを請求することができる（会社法138条1号、136条）。株式取得者も同様の請求をすることができる（会社法138条2号、137条）。

この請求に対する決定は、前述のように、定款に別段の定めがある場合を除き、株主総会（取締役会設置会社では、取締役会）の決議による（会社法

【会社法】

平 26-29

139条1項)。会社がこの決定をしたときは、譲渡承認請求者に対し、決定の内容を通知しなければならない(会社法139条2項)。

また、会社が譲渡等承認請求の日から2週間以内に承認するか否かの決定の内容を通知しなかった場合や、会社が承認しない旨の通知をしてから40日以内に対象株式を買い取る旨などの通知をしない場合(指定買取人が承認しない旨の通知をしてから10日以内に対象株式を買い取る旨などの通知をした場合を除く。)、又は、法務省令で定める場合には、会社は、承認をする旨の決定をしたものとみなされる(みなし承認。会社法145条、会社施行規26条)。

(2) 会社又は指定買取人による買取り

① 会社は、前述(1)②の請求を受けた場合において、譲渡を承認しない決定をしたときは、当該譲渡制限株式を買い取らなくてはならない(会社法140条1項)。この場合、株主総会の特別決議を要する(会社法140条2項、309条2項1号)。この株主総会では、他の株主の全員が議決権を行使できない場合を除き、譲渡等承認請求者は議決権を行使できない(会社法140条3項)。なお、会社による買取りの場合においては、配当等に関する財源規制が適用されることになる(会社法461条1項1号)。

また、会社は、対象株式の全部又は一部を買い取る者を指定することもできる(会社法140条4項)。この指定については、あらかじめ定款で買取人を定めておくこともできるし、そうでない場合には、取締役会設置会社では取締役会、それ以外の会社では株主総会の特別決議によることになる(会社法140条5項、309条2項1号)。

② なお、譲渡承認に際して株式の買取りを請求した者は、会社又は指定買取人から買取りの通知を受けた後は、通知者の承諾を得ない限り、その請求を撤回することはできない(会社法143条)。これは、会社又は指定買取人が買取りのための資金準備等をしているにもかかわらず、譲渡等承認請求を撤回すると、会社又は指定買取人側の準備がすべて無駄になる等の問題があったので、請求の撤回制限規定を置くこととしたものである。

(3) 売買価格の決定

① 売買価格は当事者の協議で決定される(会社法144条1項、7項)。

② 合意が成立しない場合には、当事者のいずれからでも、株式会社による買取りの決定の通知のあった日から20日以内に、裁判所に対して売買価格の決定の申立てをすることができる(会社法144条2項、7項)。裁判所による売買価格の決定は、買取請求時点における会社の資産状態を含めた諸般の事情を考慮して行うことになる(会社法144条3項、4項、7項)。協議が調わない場合であって、かつ、20日以内に裁判所への申立てもない場合には、1株あたりの純資産額に対象株式の数を乗じた額が売買価格となる(会社法144条5項)。売買価格が確定した場合に、供託がなされていれば、供託した金銭に相当する額を限度として、売買代金の全部又は一部を支払ったものとみなされることになる(会社法144条6項、7項)。

③ なお、裁判所に対して価格決定の申立てがなされると、価格決定されるまでの間に法定利息が生じてしまうことから、価格決定がされる前であっても、株式会社が公正な価格と認める額を支払うことができる(会社法117条5項)。これにより法定利息の負担が軽減されている。

(4) 買取りの効力発生時期

株式買取請求に係る株式の買取りは、効力発生日に効力が生ずる（会社法117条6項）。

4 承認を得ずにされた譲渡の効力

定款による株式の譲渡制限があるにもかかわらず、会社の承認を得ないで譲渡がされた場合、会社との関係ではその効力は認められず、会社は株主名簿の名義書換請求を拒絶できる。

しかし、譲渡当事者間では有効である。なぜなら、会社法107条1項1号及び108条1項4号の趣旨は、もっぱら会社にとって好ましくない者が株主となるのを防止することにあるので、会社との関係で効力を有しないとすれば足りるからである（最判昭48.6.15）。

第5節 契約による株式譲渡の制限

契約により株式の自由な譲渡を制限することができる場合がある。契約による譲渡制限は、①会社以外の者と株主との間（株主相互間を含む）における契約による制限と、②会社と株主との間における契約による制限とに分類できる。①の例としては、会社以外の者と株主との間で、定款による譲渡制限のない株式につき、会社の承認なしに譲渡することはできないとする約定が、②の例としては、会社の従業員と従業員持株会との間で、その従業員が退職した場合には、その持株を従業員持株会に取得対価と同一価格で売却しなければならないという約定（いわゆる従業員持株制度）がある。このような契約については、契約自由の原則から公序良俗（民法90条）に反する場合は別として、一般的には有効と解される。

もっとも、これらの契約が有効とされても、株式譲受人等の第三者保護のため、債権的効力を有するにすぎないと解されている。従って、譲渡制限契約に反する譲渡は譲受人の善意・悪意を問わず有効である。

なお、上記の①の例としてあげた、株式の譲渡につき会社に同意権を与える契約は、その契約の具体的内容と当該会社の具体的事情に照らし、株主による投下資本の回収の機会を不当に制約するものであれば、会社法で定めた株式の譲渡制限制度の趣旨を没却するものとして、その効力が否定される場合もあり得る。

あなたの熱意 辰巳の誠意

辰 巳 法 律 研 究 所

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6
TEL03-3360-3371（代表） ☎ 0120-319059（受講相談）
<http://www.tatsumi.co.jp/>

横浜本校：〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-23-5 銀洋第2ビル4F
TEL045-410-0690（代表）

大阪本校：〒530-0051 大阪市北区太融寺町5-13 東梅田パークビル3F TEL06-6311-0400（代表）
京都本校：〒604-8187 京都府京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435
京都御池第一生命ビルディング2F TEL075-254-8066（代表）

名古屋本校：〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-23-3 第2アスタービル4F
TEL052-588-3941（代表）

福岡本校：〒810-0001 福岡市中央区天神2-8-49 ヒューリック福岡ビル8F
TEL092-726-5040（代表）

岡山校：〒700-0901 岡山市北区本町6-30 第一セントラルビル2号館 8階
穴吹カレッジキャリアアップスクール内 TEL086-236-0335